

林野火災注意報・林野火災警報について

【林野火災注意報・林野火災警報】

林野火災の予防上、注意を要する気象状況になった際には、「**林野火災注意報**」を発令し、発令区域での火災予防条例に定める「火の使用の制限」について、努力義務を課すこととなります。さらに、林野火災の予防上危険な気象状況になった際には、「**林野火災警報**」を発令し、発令区域での火災予防条例に定める「火の使用の制限」について、義務を課すこととなります。

【火の使用の制限について】

林野火災注意報・林野火災警報が発令された場合の「火の使用の制限」について、火災予防条例第29条の規定により、次の「火の使用の制限」が課せられます。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて消防長（消防署長）が指定した区域内において喫煙しないこと。

【火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出について】

次の行為をしようとする者は、あらかじめ、住所、氏名（法人にあっては所在地及び名称）その他必要事項を消防長（消防署長）に届け出なければならない。

- (1) 火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為（**たき火を含む。**）
- (2) 煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け
- (3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催
- (4) 水道の断水又は減水
- (5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事
- (6) 煙突の取付け又は掃除を業とする者
- (7) 液体燃料を使用する燃焼機器の分解掃除及び整備を業とする者
- (8) 消防用設備等（令第7条に規定する簡易消火用具、非常警報器具、誘導標識、消防用水及び排煙設備を除く。）の工事、整備又は販売を業とする者。ただし、当該業を行うための事務所又は店舗等を区域内に設置する者に限る。
- (9) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

【林野火災注意報・林野火災警報の発令基準について】

林野火災注意報

以下の（１）又は（２）のいずれかの条件に該当する場合。

- (1) 前３日間の合計降水量が１mm以下かつ前３０日間の合計降水量が３０mm以下
- (2) 前３日間の合計降水量が１mm以下かつ乾燥注意報が発表

林野火災警報

- ・ 林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合

【林野火災注意報・林野火災警報の周知、広報について】

林野火災注意報・警報が発令された場合は、組合ホームページ等を用いて広報を行います。

